

新	旧
<p>はじめに</p> <p>東京都では、昭和 47 年 10 月から、大気汚染の影響を受けると推定される疾病(気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ)及びその続発症にかかった 18 歳未満(当初 15 歳以下、昭和 48 年 4 月から 18 歳未満)の年少者に対して医療費の助成を行ってまいりました。</p> <p><u>また</u>、東京大気汚染訴訟の和解に基づき、平成 20 年 8 月から、気管支ぜん息及びその続発症については 18 歳以上も対象としてきました。その後、制度改正により、平成 27 年 4 月から、対象年齢が 18 歳未満に変更されました。(ただし、生年月日が平成 9 年 4 月 1 日以前の認定患者については、更新申請のみ可能です。また、<u>医療費の窓口負担分の一部自己負担(月額 6,000 円まで)があります。</u>)詳細は参考 1「東京都大気汚染医療費助成制度の概要」P30 参照。</p> <p>本手引は、大気汚染医療費助成制度の請求事務を取り扱う医療機関や保険薬局向けに、医療費請求に関する事項について統一した見解を示す目的で発行されたものです。</p> <p>今後、東京都が公費を支払う範囲、医療機関、保険薬局等からの公費支払の請求方法等は、次のとおりですので、御協力をよろしく申し上げます。</p>	<p>はじめに</p> <p>東京都では、昭和47年10月から、大気汚染の影響を受けると推定される疾病(気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ)及びその続発症にかかった18歳未満(当初15歳以下、昭和48年4月から18歳未満)の年少者に対して医療費の助成を行ってまいりましたが、<u>東京大気汚染訴訟の和解に基づき、平成20年8月から、気管支ぜん息及びその続発症については18歳以上も対象としてきました。</u>その後、制度改正により、平成27年4月から、対象年齢が18歳未満に変更されました。(ただし、生年月日が平成9年4月1日以前の認定患者については、更新申請のみ可能です。また、<u>平成30年4月からは、一部自己負担制度がはじまります。</u>詳細は参考1「東京都大気汚染医療費助成制度の概要」P32参照。)</p> <p>本手引は、大気汚染医療費助成制度の請求事務を取り扱う医療機関や保険薬局向けに、医療費請求に関する事項について統一した見解を示す目的で発行されたものです。</p> <p>今後、東京都が公費を支払う範囲、医療機関、保険薬局等からの公費支払の請求方法等は、次のとおりですので、御協力をよろしく申し上げます。</p>

1 大気汚染医療費助成制度について

東京都大気汚染医療費助成制度は、都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有する者が気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満の者は、気管支ぜん息のほかに、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症）にかかった場合に、医療費の医療保険適用後の自己負担額を東京都が患者に代わって支払う制度です。

東京都と類似の制度に、国の公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）による「公害医療」（略称）（注）の制度があります。医療費の請求方法等が東京都の制度と異なりますので、御注意ください。

（注） 公害医療： 旧公害指定地域（都内では中野、杉並、練馬、世田谷を除く19区が対象）に居住する気管支ぜん息等対象疾患患者に対する医療費の給付制度。該当する区に医療費の全額を直接請求する。公害専用のレセプト、公害分だけの薬剤を記載した処方せんが使用される。

(1) 公費の対象疾病

公費支払の対象となる疾病は、気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満の者は、気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症）です。

- 上記の疾病以外に公費支払の対象となる疾病はありません。
- 小学校入学前までの乳幼児等を対象とした「乳幼児医療費助

1 大気汚染医療費助成制度について

東京都大気汚染医療費助成制度は、都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有する者が気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満の者は、気管支ぜん息のほかに、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症）にかかった場合に、医療費の医療保険適用後の自己負担額を東京都が患者さんに代わって支払う制度です。

東京都と類似の制度に、国の公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）による「公害医療」（略称）（注）の制度があります。医療費の請求方法等が東京都の制度と異なりますので、御注意ください。

（注） 公害医療： 旧公害指定地域（都内では中野、杉並、練馬、世田谷を除く19区が対象）に居住するぜん息患者に対する医療費の給付制度。該当する区に医療費の全額を直接請求する。公害専用のレセプト、公害分だけの薬剤を記載した処方せんが使用される。

(2) 公費の対象疾病

公費支払の対象となる疾病は、気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満の者は、気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症）です。

- 上記の疾病以外に公費支払の対象となる疾病はありません。
- 小学校入学前までの乳幼児等を対象とした「乳幼児医療費助

成制度」(「マル乳(にゅう)」とも呼ばれています。)のように、全ての疾病に対して助成が行われる制度とは異なりますので注意してください。

- 東京都知事、特別区長又は保健所政令市長(以下「認定権者」と総称します。)が認定した患者には、これらの疾病の一つ又はまれに二つの疾病が記載された医療券が交付されます。
- 続発症とは、疾病の進展過程において、これらの対象疾病を原疾患として二次的に起こりうる「肺性心」等に限定されています。認定権者が認定審査会の意見を聞いて個別に続発症の疾病を認定し、医療券にその病名が記載されている場合に限り公費支払の対象となります。風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎あるいはアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして薬剤の副作用による糖尿病、胃腸疾患等はこの制度の続発症として認めていないため、公費支払の対象疾病ではありません。

公費支払とは、東京都が患者に代わって医療費(自己負担額(患者が医療機関の窓口で負担する金額))を支払うことです。

(2) 公費の支払範囲(「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」P6～10 参照)

東京都が助成する医療費の範囲は、医療券の有効期間内に、医療券に記載された疾病(以下「認定疾病」という。)の診療に要した

成制度」(「マル乳(にゅう)」とも呼ばれています。)のように、全ての疾病に対して助成が行われる制度とは異なりますので注意してください。

- 東京都知事、特別区長又は保健所政令市長(以下「認定権者」と総称します。)が認定した患者さんには、これらの疾病の一つ又はまれに二つの疾病が記載された医療券が交付されます。
- 続発症とは、疾病の進展過程において、これらの対象疾病を原疾患として二次的に起こりうる「肺性心」等に限定されています。認定権者が認定審査会の意見を聞いて個別に続発症の疾病を認定し、医療券にその病名が記載されている場合に限り公費支払の対象となります。風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎あるいはアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして薬剤の副作用による糖尿病、胃腸疾患等はこの制度の続発症として認めていないため、公費支払の対象疾病ではありません。

公費支払とは、東京都が患者さんに代わって医療費(自己負担額(患者さんが医療機関の窓口で負担する金額))を支払うことです。

(2) 公費の支払範囲(「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」P6～10 参照)

東京都が助成する医療費の範囲は、医療券の有効期間内に、医療券に記載された疾病(以下「認定疾病」という。)の診療に要した

公費請求の手引 新旧対照表

医療費のうち、医療保険(国民健康保険、健康保険等)を適用した後の自己負担額についてとなります(保険薬局での調剤、訪問看護を含む。)

また、薬剤については認定疾病の治療上必要で、かつ、認定疾病に適応があるものが助成対象となります。認定疾病への適応の有無については薬価表等で確認してください。

※以下の費用については、助成の対象とはなりません。(例示)

1	医療券に記載されていない疾患に係る医療費(風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等の医療費)
2	入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額
3	保険診療以外の費用(差額ベッド代、個室料、介護保険の対象となるサービスなど)
4	吸入器購入費用及びレンタル料
5	「主治医診療報告書」の作成費用(文書作成料)
6	新規申請にかかる検査費用
7	「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」の療養証明欄(医療機関等が記載)に証明を受けるときにかかる費用

(3) 公費負担者番号と患者一部負担額

医療費のうち、医療保険(国民健康保険、健康保険等)を適用した後の自己負担額についてとなります(保険薬局での調剤、訪問看護を含む。)

また、薬剤については認定疾病の治療上必要で、かつ、認定疾病に適応があるものが助成対象となります。認定疾病への適応の有無については薬価表等で確認してください。

※以下の費用については、助成の対象とはなりません。(例示)

1	医療券に記載されていない疾患に係る医療費(風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等の医療費)
2	入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額
3	保険診療以外の費用(差額ベッド代、個室料、介護保険の対象となるサービスなど)
4	吸入器購入費用及びレンタル料
5	「主治医診療報告書」の作成費用(文書作成料)
6	新規申請にかかる検査費用
7	「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」の療養証明欄(医療機関等が記載)に証明を受けるときにかかる費用

(3) 公費負担者番号と患者一部負担額

患者のうち、生年月日が平成9年4月1日以前の方については、月額 6,000 円までの医療費(自己負担額)を負担いただいております。

患者一部負担額は、入院・入院外の区別を設定せずに、また複数の医療機関(薬局等を含む)の自己負担をすべて合算した上で適用することとなります。

※一部自己負担制度について、詳しくはP13~21 を参照してください。

負担者番号	医療費助成の種類	医療券の色	月額患者一部負担額
82137001	大気汚染関連疾病	みどり色	なし
82137555	大気汚染関連疾病	みどり色	
82137670	大気汚染関連疾病	もも色	6,000円
82137530	大気汚染関連疾病	もも色	

※平成30年4月1日から

※入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は助成しない。

(4) 公費の支払方法

公費は、医療機関からの診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)の「公費分点数」に基づいて、患者の自己負担額分が支払われます。

患者さんのうち、生年月日が平成9年4月1日以前の方について、平成30年4月から月額 6,000 円までの医療費(自己負担額)を負担いただくことになりました。

患者一部負担額は、入院・入院外の区別を設定せずに、また複数の医療機関(薬局等を含む)の自己負担をすべて合算した上で適用することとなります。

※一部自己負担制度について、詳しくはP13~23 を参照してください。

平成30年4月1日から

負担者番号	医療費助成の種類	医療券の色	月額患者一部負担額
82137001	大気汚染関連疾病	みどり色	なし
82137555	大気汚染関連疾病	みどり色	
82137670	大気汚染関連疾病	もも色	6,000円
82137530	大気汚染関連疾病	もも色	

※入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は助成しない。

(4) 公費の支払方法

公費は、医療機関からの診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)の「公費分点数」に基づいて、患者さんの自己負担額分が支払われます。

支払までの過程は、一般のレセプトと同様に、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会での審査を経て、患者の自己負担額が東京都から公費として医療機関に支払われます。したがって、大気汚染医療費助成制度による認定疾病で診療し、レセプト上の項目に公費支払の対象として表示しても、査定により減点されていればその部分の患者の自己負担額は支払われません。公費支払の対象となっている検査、投薬等に係る患者の自己負担額全てが無条件に、そのまま支払われるというわけではありませんので御注意ください。

.....
 [レセプト請求時の留意点]

- 公費分点数の記載(診療内容が公費対象疾病のみの場合は省略可)

レセプトには必ず、同一月内に行った診療、調剤の総点数(公費対象疾病と対象外疾病の点数の合計)と、公費対象分点数の記載をしてください。

- アンダーラインの追加(診療内容が公費対象疾病のみの場合は省略可)

レセプトに記載された、公費支払対象の診療行為や薬剤等にアンダーラインを引いてください。(紙請求の場合)

※公費支払の対象とならない診療行為、薬剤等は、公費分と表示していても公費は支払われませんので、御注意ください。

※レセプトの記載イメージについて、医療機関はP11、保険薬局は

支払までの過程は、一般のレセプトと同様に、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会での審査を経て、患者さんの自己負担額が東京都から公費として医療機関に支払われます。したがって、大気汚染医療費助成制度による認定疾病で診療し、レセプト上の項目に公費支払の対象であることを示すアンダーラインが引かれていても、査定により減点されていればその部分の患者さんの自己負担額は支払われません。公費支払の対象となっている検査、投薬等に係る患者さんの自己負担額全てが無条件に、そのまま支払われるというわけではありませんので御注意ください。

※平成30年4月から、一部自己負担制度がはじまります。詳しくはP13～23を参照してください。

.....
 [レセプト記載時の留意点]

- 公費分点数の記載(診療内容が公費対象疾病のみの場合は省略可)

レセプトには必ず、同一月内に行った診療、調剤の総点数(公費対象疾病と対象外疾病の点数の合計)と、公費対象分点数の記載をしてください。

- アンダーラインの追加(診療内容が公費対象疾病のみの場合は省略可)

レセプトに記載された、公費支払対象の診療行為や薬剤等にアンダーラインを引いてください。

※公費支払の対象とならない診療行為、薬剤等は、アンダーラインが引かれていても公費は支払われませんので、御注意ください。

※レセプトの記載方法について、医療機関はP11、保険薬局はP12

P12 に示しておりますので、参照してください。

※患者一部負担額がある場合の留意点(都内契約医療機関のみ対象)

医療保険適用後の一部負担相当額が、患者一部負担限度額に達しない場合(医療費助成額が発生しない場合)においても、レセプトに公費番号を記載し御請求ください(公費併用レセプト使用)。

2 処方せんの発行方法について

医療機関が処方せンを発行するときは、処方薬剤が公費対象の疾病(気管支ぜん息等の認定疾病)に関するものか、公費対象外の疾病(風邪やアレルギー性鼻炎等)に関するものか、分かるように表示してください。

〔処方せん記載時の留意点〕

○ 公費支払対象と公費支払対象外の区別

公費支払対象と公費支払対象外の区別がないと、処方せんを受け取った保険薬局等では、公費支払対象外の薬剤に対する患者一部負担額の徴収や、東京都に対する公費支払対象分の請求を行うことができません。医療機関では必ず処方薬剤を公費支払対象と公費支払対象外に区別するようお願いいたします。

○ 処方せん料の請求

公費支払対象と公費支払対象外の薬剤を併せて処方したときは、処方せん料は公費支払対象として請求してください。

に例を示しておりますので、参照してください。

※患者一部負担額がある場合の留意点(平成30年4月から、都内契約医療機関のみ対象)

医療保険適用後の一部負担相当額が、患者一部負担限度額に達しない場合(医療費助成額が発生しない場合)においても、レセプトに公費番号を記入の上、公費併用レセプトを使用してください。

2 処方せんの発行方法について

医療機関が処方せンを発行するときは、処方薬剤が公費対象の疾病(気管支ぜん息等の認定疾病)に関するものか、公費対象外の疾病(風邪やアレルギー性鼻炎等)に関するものか、分かるように表示してください。

〔処方せん記載時の留意点〕

○ 公費支払対象と公費支払対象外の区別

公費支払対象と公費支払対象外の区別がないと、処方せんを受け取った保険薬局等では、公費支払対象外の薬剤に対する患者一部負担額の徴収や、東京都に対する公費支払対象分の請求を行うことができません。医療機関では必ず処方薬剤を公費支払対象と公費支払対象外に区別するようお願いいたします。

○ 処方せん料の請求

公費支払対象と公費支払対象外の薬剤を併せて処方したときは、処方せん料は公費支払対象として請求してください。

3 患者自己負担額の窓口徴収について

18歳以上の対象患者の方には、一部自己負担制度があります。
詳しくはP13～21を参照してください。

風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、糖尿病、胃腸疾患等の認定疾病以外の疾病に係る医療費は患者の負担となります。医療機関や保険薬局の窓口では、医療保険適用後の自己負担額を患者から徴収してください。

- 東京都が公費支払(医療費助成)を行う範囲は、患者が持参する医療券に記載された、気管支ぜん息等の認定疾病に対してのみです。気管支ぜん息の診療と同時に、風邪やインフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、糖尿病、胃腸疾患等の診療を受けたときは、これらの費用は患者の負担となります。
- 気管支ぜん息等の認定疾病に係る医療費であっても、東京都が認めていない検査、投薬等は公費支払対象ではありません。公費支払対象となる検査や薬剤は、P6～10に掲載した「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」を参照してください。

4 医療機関・保険薬局に対する協力・助言等

東京都は、医療機関や保険薬局等から申出があったときなど、関係機関等を通じて請求方法等について協力や助言等を行います。

3 患者自己負担額の窓口徴収について

平成30年4月から、一部自己負担制度がはじまります。詳しくはP13～23を参照してください。

風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、糖尿病、胃腸疾患等の認定疾病以外の疾病に係る医療費は患者さんの負担となります。医療機関や保険薬局の窓口では、医療保険適用後の自己負担額を患者さんから徴収してください。

- 東京都が公費支払(医療費助成)を行う範囲は、患者さんが持参する医療券に記載された、気管支ぜん息等の認定疾病に対してのみです。気管支ぜん息の診療と同時に、風邪やインフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、糖尿病、胃腸疾患等の診療を受けたときは、これらの費用は患者さんの負担となります。
- 気管支ぜん息等の認定疾病に係る医療費であっても、東京都が認めていない検査、投薬等は公費支払対象ではありません。公費支払対象となる検査や薬剤は、6～10に掲載した「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」を参照してください。

4 医療機関・保険薬局に対する協力・助言等

東京都は、医療機関や保険薬局等から申出があったときなど、関係機関等を通じて請求方法等について協力や助言等を行います。

<p>また、医療機関や保険薬局等の業務に支障のない範囲で請求方法等について、確認させていただくことがありますので、御協力をお願いします。</p> <p>5 制度に関する問合せ先 東京都 保健医療局健康安全部環境保健衛生課環境保健担当 電話 03(5320)4491</p> <p>なお、過誤調整等の通知である「公費負担者医療費の請求・支払について」及び東京都負担医療費請求書(10名連記)についてのお問合せは、 東京都 福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当 電話 03(5320)4454</p> <p>6 その他 本手引に記載されている、各法令、条例、規則等に基づいた医療費助成に関する諸制度は、令和8年3月時点の内容となっております。各法令・条例・規則等に変更があった場合はこの限りではございませんので御了承ください。</p>	<p>また、医療機関や保険薬局等の業務に支障のない範囲で請求方法等について、確認させていただくことがありますので、御協力をお願いします。</p> <p>5 制度に関する問い合わせ先 東京都 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課環境保健担当 電話 03(5320)4491</p> <p>なお、過誤調整等の通知である「公費負担者医療費の請求・支払について」及び東京都負担医療費請求書(10名連記)についてのお問い合わせは、 東京都 福祉保健局保健政策部医療助成課医療給付担当 電話 03(5320)4454</p> <p>6 その他 本手引に記載されている、各法令、条例、規則等に基づいた医療費助成に関する諸制度は、平成30年3月時点の内容となっております。各法令・条例・規則等に変更があった場合はこの限りではございませんので御了承ください。</p>
--	---

新	旧						
<p style="text-align: center;">東京都大気汚染医療費助成制度による 公費支払対象・公費支払対象外別一覧表</p> <p>○ <u>公費助成対象となるものは、認定疾病（医療券に記載されている疾病）に対して行った診療行為や薬剤等で、保険請求の審査上、認められているものに限ります。</u></p> <p>○ 公費助成対象・公費助成対象外の区分は、東京都大気汚染医療費助成制度によるものです。</p> <p>○ <u>公費助成対象欄に記載されたものだけが都が助成する医療費（保険適用後）の対象です。</u>公費支払対象外欄は、公費対象とならないものの代表例です。御不明な点はお問い合わせください。</p> <p>1. 診療行為別 (入院・外来共通)</p>	<p style="text-align: center;">東京都大気汚染医療費助成制度による 公費支払対象・公費支払対象外別一覧表</p> <p>○ <u>公費助成対象となるものは、認定疾病（医療券に記載されている疾病）に対して行った診療行為や薬剤等で、保険請求の審査上、認められているものに限ります。</u></p> <p>○ 公費助成対象・公費助成対象外の区分は、東京都大気汚染医療費助成制度によるものです。</p> <p>○ <u>公費助成対象欄に記載されたものだけが都が助成する医療費（保険適用後）の対象です。</u>公費支払対象外欄は、公費対象とならないものの代表例です。御不明な点はお問い合わせください。</p> <p>1. 診療行為別 (入院・外来共通)</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">公費支払対象（公費）</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">公費支払対象外（公費外）</td> </tr> </table>		公費支払対象（公費）	公費支払対象外（公費外）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">公費支払対象（公費）</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">公費支払対象外（公費外）</td> </tr> </table>		公費支払対象（公費）	公費支払対象外（公費外）
	公費支払対象（公費）	公費支払対象外（公費外）					
	公費支払対象（公費）	公費支払対象外（公費外）					

公費請求の手引 新旧対照表

<p>1 初診 再診</p>	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病で受診したときは、公費対象とする。</p> <p>② 認定疾病と公費対象外疾病（風邪等）の診療を同時に受けたときで、公費と公費外に分けることができないときは、公費対象とする。</p>	<p>認定疾病以外の疾病にかかわる初診料、再診料は、公費対象としない。</p> <p>※風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等で受診したときは、公費対象としないので注意する。</p>	<p>1 初診 再診</p>	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病で受診したときは、公費対象とする。</p> <p>② 認定疾病と公費対象外疾病（風邪等）の診療を同時に受けたときで、公費と公費外に分けることができないときは、公費対象とする。</p>	<p>認定疾病以外の疾病にかかわる初診料、再診料は、公費対象としない。</p> <p>※風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等で受診したときは、公費対象としないので注意する。</p>
<p>2 医学管理</p>	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病にかかわるものは、公費対象とする。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喘息治療管理料 ・特定薬剤治療管理料（テオフィリン製剤） ・小児特定疾患カウンセリング料 ・特定疾患療養管理料 ・薬剤管理指導料（テオフィリン製剤） ・診療情報提供料等 <p>② 認定疾病とそれ以外の両方の疾病にかかわるも</p>	<p>認定疾病以外の疾病にかかわる指導等は、公費対象とはならない。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来栄養食事指導料 	<p>2 医学管理</p>	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病にかかわるものは、公費対象とする。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喘息治療管理料 ・特定薬剤治療管理料（テオフィリン製剤） ・小児特定疾患カウンセリング料 ・特定疾患療養管理料 ・薬剤管理指導料（テオフィリン製剤） ・診療情報提供料等 <p>② 指定疾病とそれ以外の両方の疾病にかかわるも</p>	<p>認定疾病以外の疾病にかかわる指導等は、公費対象とはならない。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来栄養食事指導料

公費請求の手引 新旧対照表

	ので、公費と公費外に分けることができないときは、公費対象とする。			ので、公費と公費外に分けることができないときは、公費対象とする。	
3 在 宅 医 療	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病で在宅医療を受けたときは、公費対象とする。</p> <p><u>(例)</u></p> <p><u>・在宅酸素療法指導管理料</u> (気管支ぜん息等の認定疾病への処置を目的として実施した場合に限る。)</p> <p><u>・在宅自己注射指導管理料</u> (生物学的製剤のうち、オマリズマブ、メポリズマブ、デュピルマブ、テゼベルマブ等の在宅自己注射可能なもの)</p> <p>② 気管支ぜん息等の認定疾病とそれ以外の疾病で在宅医療を受けたときで、公費と公費外に分けることができないときは、公費対象とする。</p>	認定疾病以外の疾病にかかわる在宅医療は、公費対象としない。	3 在 宅 医 療	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病で在宅医療を受けたときは、公費対象とする。</p> <p>② 気管支ぜん息等の認定疾病とそれ以外の疾病で在宅医療を受けたときで、公費と公費外に分けることができないときは、公費対象とする。</p>	認定疾病以外の疾病にかかわる在宅医療は、公費対象としない。

公費請求の手引 新旧対照表

4 投 薬	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病に対して治療上必要で、当該疾病に適応がある薬剤は公費対象とする。</p> <p>② ぜん息性気管支炎が認定疾病の場合、気管支ぜん息、急性気管支炎又は上気道炎に適応のある薬剤は、公費対象とする。</p>	<p>① 認定疾病に適応がない薬剤は公費対象とはならない。</p> <p>② 風邪やインフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等、医療券に記載のない疾病に対する投薬は、公費対象とはならない。</p> <p>③ 気管支ぜん息が認定疾病の場合、総合感冒薬、鎮痛解熱剤等は、公費対象とはならない。</p> <p><u>気管支ぜん息が認定疾病の場合、この適応症を持つ抗菌薬はないので、抗菌薬は公費対象とはならない。</u></p>	抗 菌 薬	4 投 薬	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病に対して治療上必要で、当該疾病に適応がある薬剤は公費対象とする。</p> <p>② ぜん息性気管支炎が認定疾病の場合、気管支ぜん息、急性気管支炎又は上気道炎に適応のある薬剤は、公費対象とする。</p>	<p>① 認定疾病に適応がない薬剤は公費対象とはならない。</p> <p>② 風邪やインフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等、医療券に記載のない疾病に対する投薬は、公費対象とはならない。</p> <p>③ 気管支ぜん息が認定疾病の場合、総合感冒薬、鎮痛解熱剤等は、公費対象とはならない。</p> <p><u>気管支ぜん息が認定疾病の場合、この適応症を持つ抗菌薬はないので、抗菌薬は公費対象とはならない。</u></p>	抗 菌 薬
-------------	---	--	-------------	-------------	---	--	-------------

公費請求の手引 新旧対照表

5 注射	気管支ぜん息等の認定疾病の治療上必要で、当該疾病に適応がある薬剤は、公費対象とする。	認定疾病の治療以外の注射及び認定疾病に適応がない薬剤は、公費対象とはならない。	5 注射	気管支ぜん息等の認定疾病の治療上必要で、当該疾病に適応がある薬剤は、公費対象とする。	認定疾病の治療以外の注射及び認定疾病に適応がない薬剤は、公費対象とはならない。
6 処置	① 吸入、喀痰吸引、酸素吸入等の一般処置は、公費対象とする。 ② 認定疾病に対する救急処置（例：気管内挿管、気管内洗浄）は、公費対象とする。	① 認定疾病以外の処置は、公費対象とはならない。 ② 鼻処置、口腔処置及び咽頭処置は、公費対象とはならない。	6 処置	① 吸入、喀痰吸引、酸素吸入等の一般処置は、公費対象とする。 ② 認定疾病に対する救急処置（例：気管内挿管、気管内洗浄）は、公費対象とする。	① 認定疾病以外の処置は、公費対象とはならない。 ② 鼻処置、口腔処置及び咽頭処置は、公費対象とはならない。
7 手術 麻酔	① 認定疾病（続発症を含む）の治療による手術（例：気胸による胸腔内ドレーン留置）は公費対象とする。 ② 麻酔は、気道の拡張を目的にしたものは公費対象とする。	① 認定疾病以外の手術は、公費対象とはならない。 ② 認定疾病以外の麻酔は、公費対象とはならない。	7 手術 麻酔	① 認定疾病（続発症を含む）の治療による手術（例：気胸による胸腔内ドレーン留置）は公費対象とする。 ② 麻酔は、気道の拡張を目的にしたものは公費対象とする。	① 認定疾病以外の手術は、公費対象とはならない。 ② 認定疾病以外の麻酔は、公費対象とはならない。

公費請求の手引 新旧対照表

<p>8 検 査 セ ッ ト 検 査</p>	<p>① 認定疾病の適切な療養管理に要する検査は公費対象とする。 ② セット検査のうち、認定疾病にかかわる検査料のみ公費対象とする。</p> <p>◎ 8項目セット検査で公費対象の検査7項目、対象以外の検査1項目（総コレステロール17点）を受けた場合の東京都及び患者の負担額の計算方法</p> <p>東京都負担額（公費対象分） 7項目検査 93点 （公費分を先に算出すること。）</p> <p>* 検査の詳細は、P9の項目を参照してください。</p>	<p>① 疾病以外の検査は、公費対象とはならない。 ② セット検査のうち、認定疾病にかかわらない検査料は公費対象とはならない。</p> <p>患者負担額（公費対象外分） 8項目（99点）－7項目（93点・公費分）＝6点</p>	<p>9 画 像 診 断</p>	<p>① 胸部単純エックス線検査は公費対象とする。 ② 胸部CT検査は急性続発症及び肺気しゅの場合に公費対象とする。 ③ <u>重症ぜん息では、他疾患</u></p>	<p>① 認定疾病以外の画像診断は、公費対象としない。 ② 放射線治療は公費対象としない。</p>	<p>8 検 査 セ ッ ト 検 査</p>	<p>① 認定疾病の適切な療養管理に要する検査は公費対象とする。 ② セット検査のうち、認定疾病にかかわる検査料のみ公費対象とする。</p> <p>◎ 8項目セット検査で公費対象の検査7項目、対象以外の検査1項目（総コレステロール17点）を受けた場合の東京都及び患者さんの負担額の計算方法</p> <p>東京都負担額（公費対象分） 7項目検査 93点 （公費分を先に算出すること。）</p> <p>* 検査の詳細は、P9の項目を参照してください。</p>	<p>① 疾病以外の検査は、公費対象とはならない。 ② セット検査のうち、認定疾病にかかわらない検査料は公費対象とはならない。</p> <p>患者負担額（公費対象外分） 8項目（99点）－7項目（93点・公費分）＝6点</p>	<p>9 画 像 診 断</p>	<p>① 胸部単純エックス線検査は公費対象とする。 ② 胸部CTは急性続発症及び肺気しゅのみ公費対象とする。</p>	<p>① 認定疾病以外の画像診断は、公費対象としない。 ② 放射線治療は公費対象としない。</p>
---	---	---	----------------------------------	---	---	---	---	---	----------------------------------	--	---

公費請求の手引 新旧対照表

	<u>との鑑別や病状評価の目的に限り、年1回の胸部CT検査を公費対象とする。</u>				
10 処方せん	① 認定疾病の薬剤だけの処方を行った場合、処方せん料は公費対象とする。 ② 認定疾病とそれ以外の薬を同時に処方した場合も、処方せん料は公費対象とする。	処方した薬剤がすべて風邪等の認定疾病以外の場合、処方せん料は、公費対象としない。	10 処方せん	① 認定疾病の薬剤だけの処方を行った場合、処方せん料は公費対象とする。 ② 認定疾病とそれ以外の薬を同時に処方した場合も、処方せん料は公費対象とする。	処方した薬剤がすべて風邪等の認定疾病以外の場合、処方せん料は、公費対象としない。
11 各種加算 その他	① 診療行為が公費対象の場合、各種の加算料、判断料、採血料、注射手技料、写真診断料及び調剤技術基本料は公費対象とする。 ② リハビリテーションは認定疾病を対象とする「呼吸器リハビリテーション」のみ公費対象とする。	① 診療行為が公費対象外の場合、左記の加算料等は公費対象としない。 ② 精神科専門療法は、公費対象としない。 <u>③ 発熱患者等対応加算は公費対象としない。</u>	11 各種加算 その他	① 診療行為が公費対象の場合、各種の加算料、判断料、採血料、注射手技料、写真診断料及び調剤技術基本料は公費対象とする。 ② リハビリテーションは認定疾病を対象とする「呼吸器リハビリテーション」のみ公費対象とする。	① 診療行為が公費対象外の場合、左記の加算料等は公費対象としない。 ② 精神科専門療法は、公費対象としない。

公費請求の手引 新旧対照表

(調剤)			(調剤)		
	公費支払対象 (公費)	公費支払対象外 (公費外)		公費支払対象 (公費)	公費支払対象外 (公費外)
薬剤料	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病に対して治療上必要で、当該疾病に適応がある薬剤は公費対象とする。</p> <p>② ぜん息性気管支炎が認定疾病の場合、気管支ぜん息、急性気管支炎又は上気道炎に適応のある薬剤は、公費対象とする。</p>	<p>① 認定疾病に適応がない薬剤は公費対象とはならない。</p> <p>② 認定疾病に適応のある薬剤であっても、認定疾病以外の治療目的で処方された場合は公費対象とはならない。</p> <p>③ 風邪やインフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等、医療券に記載のない疾病に対する投薬は、公費対象とはならない。</p> <p><u>気管支ぜん息が認定疾病の場合、この適応症を持つ抗菌薬はないので、抗菌薬</u></p>	薬剤料	<p>① 気管支ぜん息等の認定疾病に対して治療上必要で、当該疾病に適応がある薬剤は公費対象とする。</p> <p>② ぜん息性気管支炎が認定疾病の場合、気管支ぜん息、急性気管支炎又は上気道炎に適応のある薬剤は、公費対象とする。</p>	<p>① 認定疾病に適応がない薬剤は公費対象とはならない。</p> <p>② 認定疾病に適応のある薬剤であっても、認定疾病以外の治療目的で処方された場合は公費対象とはならない。</p> <p>③ 風邪やインフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等、医療券に記載のない疾病に対する投薬は、公費対象とはならない。</p> <p><u>気管支ぜん息が認定疾病の場合、この適応症を持つ抗菌薬はないので、抗菌薬</u></p>

公費請求の手引 新旧対照表

		は公費対象とはならない。			は公費対象とはならない。
	<p>公費対象とならない薬剤の代表例：①気管支ぜん息に適応のない抗アレルギー剤や鎮咳剤 ②抗菌薬、胃薬等（公費対象となる薬剤に疑義がある場合は処方せんを発行した医師に御確認ください。）</p>			<p>公費対象とならない薬剤の代表例：①気管支ぜん息に適応のない抗アレルギー剤や鎮咳剤 ②抗菌薬、胃薬等（公費対象となる薬剤に疑義がある場合は処方せんを発行した医師に御確認ください。）</p>	
調剤 技術 料 薬学 管理 料	① 公費対象となる薬剤を含む処方せんを受けたときは、調剤基本料、薬学管理料等は公費対象とする。	公費負担者番号が記載されていても、当該処方せんに公費対象となる薬剤が含まれていない場合は公費対象とはならない。	調剤 技術 料 薬学 管理 料	② 公費対象となる薬剤を含む処方せんを受けたときは、調剤基本料、薬学管理料等は公費対象とする。	公費負担者番号が記載されていても、当該処方せんに公費対象となる薬剤が含まれていない場合は公費対象とはならない。
	② 公費対象となる薬剤を調剤した場合、調剤料、加算料は公費対象とする。			② 公費対象となる薬剤を調剤した場合、調剤料、加算料は公費対象とする。	

公費請求の手引 新旧対照表

2. 検査 (再掲)			2. 検査 (再掲)		
	公費支払対象 (公費)	公費支払対象外 (公費外) (代表的なもの)		公費支払対象 (公費)	公費支払対象外 (公費外) (代表的なもの)
検 体 検 査 実 施 料	尿・糞便等検査	尿中一般物質定性半定量検査	①尿・糞便等検査	尿中一般物質定性半定量検査	左記以外は支払対象としない。
	血液学的検査 血液形態・機能検査	赤血球沈降速度 (ESR) 末梢血液一般検査 好酸球数 末梢血液像 (自動機械法)、(鏡検法) 好酸球 (鼻汁・喀痰)	②血液学的検査 血液形態・機能検査	赤血球沈降速度 (ESR) 末梢血液一般検査 好酸球数 末梢血液像 (自動機械法)、(鏡検法) 好酸球 (鼻汁・喀痰)	左記以外は支払対象としない。 (公費対象外の代表例) 網赤血球数 血液浸透圧 ヘモグロビン A1c (HbA1c)
	生化学的検査 I	総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)、ナト	③生化学的検査 I	総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)、ナト	左記以外は支払対象としない。 (公費対象外の代表例) 中性脂肪、クレアチン、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、リ

公費請求の手引 新旧対照表

		リウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、無機リン及びリン酸、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）	ン脂質、HDL-コレステロール、総コレステロール、総鉄結合能（TIBC）、不飽和鉄結合能（UIBC）、蛋白分画 ケトン体 ALPアイソザイム、LDアイソザイム、CKアイソザイム			リウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、無機リン及びリン酸、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）	ン脂質、HDL-コレステロール、総コレステロール、総鉄結合能（TIBC）、不飽和鉄結合能（UIBC）、蛋白分画 ケトン体 ALPアイソザイム、LDアイソザイム、CKアイソザイム
		血液ガス分析				血液ガス分析	
生化学的検査Ⅱ	内分泌学的検査	コルチゾール 脳性Na利尿ペプチド（BNP）（続発症のみ） 脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）（続発症のみ）	左記以外は支払対象としない。 （公費対象外の代表例） 副腎皮質刺激ホルモン（ACTH） 甲状腺機能検査	④生化学的検査Ⅱ	内分泌学的検査	コルチゾール 脳性Na利尿ペプチド（BNP）（続発症のみ） 脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）（続発症のみ）	左記以外は支払対象としない。 （公費対象外の代表例） 副腎皮質刺激ホルモン（ACTH） 甲状腺機能検査

公費請求の手引 新旧対照表

免疫学的検査	<p>C 反応性蛋白 (CRP) ※定性を含む 寒冷凝集反応 <u>血清総 Ig E 定量 (非特異的 Ig E 定量)</u>、特異的 Ig E 半定量・定量 アトピー鑑別試験定性</p>	<p>左記以外は支払対象としない。 (公費対象外の代表例) 血清補体価 (CH₅₀) 免疫電気泳動法 感染症関連検査 (例) マイコプラズマ抗体定性 マイコプラズマ抗体半定量</p>	⑤ 免疫学的検査	<p>C 反応性蛋白 (CRP) ※定性を含む 寒冷凝集反応 <u>非特異的 Ig E 半定量、非特異的 Ig E 定量</u>、特異的 Ig E 半定量・定量 アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT) アトピー鑑別試験定性</p>	<p>左記以外は支払対象としない。 (公費対象外の代表例) 血清補体価 (CH₅₀) 免疫電気泳動法 感染症関連検査 (例) マイコプラズマ抗体定性 マイコプラズマ抗体半定量</p>		
	(削除)	(削除)		(削除)	<p>⑥ 微生物学的検査</p> <p><u>細菌培養同定検査</u></p> <p><u>細菌薬剤感受性検査</u></p>	<p><u>口腔、気道又は呼吸器からの検体</u></p> <p><u>1 菌種</u> <u>2 菌種</u> <u>3 菌種以上</u></p>	<p><u>左記以外は公費対象としない。</u></p>
	<p><u>基本的検体検査実施料</u></p>	<p><u>気管支ぜん息等の認定疾病に係る検査実施料は公費対象とする。</u></p>			<p><u>基本的検体検査実施料</u></p>		

公費請求の手引 新旧対照表

検体検査判断料			公費対象となる検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は公費対象とする。	左記以外は公費対象としない。 (公費対象外の代表) 尿・糞便等検査判断料
検体検査判断料			公費対象となる検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は公費対象とする。	左記以外は公費対象としない。 (公費対象外の代表) 尿・糞便等検査判断料
		公費支払対象 (公費)	公費支払対象外 (公費外)	
呼吸循環機能検査等 生体検査料	スパイログラフィー等検査	肺気量分画測定 (安静換気量測定及び最大換気量測定を含む)	左記以外は公費対象としない。 (公費対象外の代表例) 左右別肺機能検査	
		フローボリュームカーブ (強制呼出曲線を含む)		
		機能的残気量測定 呼気ガス分析		
	換気力学的検査	呼吸抵抗測定	左記以外は公費対象としない。	
		コンプライアンス測定、 気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による呼気分布検査		
	肺内ガス	指標ガス洗い出し検査	左記以外は公費対象としない。	
クロージングボリューム				
		公費支払対象 (公費)	公費支払対象外 (公費外)	
呼吸循環機能検査等 生体検査料	スパイログラフィー等検査	肺気量分画測定 (安静換気量測定及び最大換気量測定を含む)	左記以外は公費対象としない。 (公費対象外の代表例) 左右別肺機能検査	
		フローボリュームカーブ (強制呼出曲線を含む)		
		機能的残気量測定 呼気ガス分析		
	換気力学的検査	呼吸抵抗測定	左記以外は公費対象としない。	
		コンプライアンス測定、 気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による呼気分布検査		
	肺内ガス	指標ガス洗い出し検査	左記以外は公費対象としない。	
クロージングボリューム				

公費請求の手引 新旧対照表

分布	ム測定		分布	ム測定	
<u>肺 拡 散 能 力 検 査</u>	<u>気管支ぜん息の診察に 関して実施したことが 明らかである場合</u>	(公費対象外の代表例) 死腔量測定、肺内シャ ント検査	<u>肺 胞 機 能 検 査</u>		(公費対象外の代表例) 死腔量測定、肺内シャ ント検査
<u>呼吸機 能検査 等判断 料</u>	<u>月 1 回に限り算定</u>		<u>呼吸機能検査等判断料 (月 1 回限 り算定)</u>		
(削除)	(削除)	(削除)	<u>心 電 図 検 査</u>	<u>四肢単極誘導及び胸部 誘導を含む最低 1 2 誘 導 その他 (6 誘導以上)</u>	<u>左記以外は公費対象と しない。</u>
<u>喘息運 動負荷 試験</u>	<u>気管支ぜん息等の認定 疾病に係る試験は公費 対象とする。</u>		<u>喘息運動負荷試験</u>		
<u>時間内 歩行試 験</u>	<u>呼吸不全の原因となる 他疾患に罹患していな い場合のみ</u>		<u>時間内歩行試験、シャトルウォー キングテスト (呼吸不全の原因と なる他疾患に罹患していな い場合 のみ)</u>		
<u>シャト ルウォ ーキン グテス</u>	<u>呼吸不全の原因となる 他疾患に罹患していな い場合のみ</u>				

公費請求の手引 新旧対照表

ト					
超音波検査等	心臓超音波検査 ・経胸壁心エコー法（続発症のみ） ・Mモード法（続発症のみ）	左記以外は公費対象としない。	超音波検査等	心臓超音波検査 経胸壁心エコー法（続発症のみ） Mモード法（続発症のみ）	左記以外は公費対象としない。
監視装置による諸検査	呼吸心拍監視 経皮的動脈血酸素飽和度測定 終末呼気炭酸ガス濃度測定	左記以外は公費対象としない。	監視装置による諸検査	呼吸心拍監視 経皮的動脈血酸素飽和度測定 終末呼気炭酸ガス濃度測定	左記以外は公費対象としない。
負荷試験等	皮内反応検査	左記以外は公費対象としない。 （公費対象外の例） 糖負荷試験、ツベルクリン反応検査	負荷試験等	皮内反応試験（ツベルクリン反応検査を除く）	左記以外は公費対象外としない。 （公費対象外の例） 糖負荷試験、ツベルクリン反応検査
内視鏡検査	気管支ファイバースコーピー（救急処置時として気管内洗浄を行った場合のみ） <u>（Q&A事例25参照）</u>	左記以外は公費対象としない。 （公費対象外の代表例） 気管支ファイバースコーピー	内視鏡検査	気管支ファイバースコーピー（救急処置時として気管内洗浄を行った場合のみ）	左記以外は公費対象としない。 （公費対象外の代表例） 気管支ファイバースコーピー <u>（Q&A事例20参照）</u>

公費請求の手引 新旧対照表

3. 画像診断 (再掲)			3. 画像診断料 (再掲)		
<u>エックス線診断料</u>	<u>胸部のみ</u>	<u>左記以外は公費対象としない。</u>	<u>画像診断料</u>	<u>エックス線診断料 (胸部のみ)</u>	<u>左記以外は公費対象としない。</u>
<u>コンピューター断層撮影診断料</u>	<u>認定疾病が肺気しゅ及び認定疾病による急性続発症、又は重症ぜん息 (他疾患との鑑別や病状評価の目的に限る)</u>	<u>左記以外は公費対象としない。</u>		<u>コンピューター断層撮影診断料 (認定疾病が肺気しゅ及び認定疾病による急性続発症のみ)</u>	
4. 病理診断			4. 病理診断		
<u>細胞診</u>	<u>穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの (対象疾病の診療目的に行われた喀痰細胞診に限る。)</u>	<u>左記以外は公費対象としない。</u>	<u>病理診断</u>	<u>細胞診 (穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの (対象疾病の診療目的に行われた喀痰細胞診に限る))</u>	<u>左記以外は公費対象としない。</u>
<u>病理診断・判断料</u>	<u>病理判断料</u>	<u>左記以外は公費対象としない。</u>		<u>病理判断料</u>	

公費請求の手引 新旧対照表

レセプト記載イメージ例 (保険薬局)

(例) ・1月22日に気管支ぜん息、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎で受診
 ・1月29日に急性咽喉炎、アトピー性皮膚炎で受診

○ 調剤診療明細書

都道府県 東京 市区町村 平塚 薬局コード 10987
 令和 8年 1月分

公費① 公費負担者番号 公費② 受給者番号を記入

氏名 東京 一部 4 令和8-1-16 年 10 9 8 7 (イ)

○ ○ 薬局 公費認定疾病で通院した回数 ※ここでは気管支ぜん息

○ ○ 医院 公費対象の診療行為等にアンダーラインを引く。 ※診療行為が公費対象かどうかは、「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」(P.6~1.0)参照 ※「総点数が公費分点数」の場合は、アンダーラインを引く

処方月日	開始月日	医薬品名・規格・包装・用法	単位薬剤	調剤数量	調剤単価	薬剤料	加算料	公費分点数
1	1-22	【内服】1日3回 朝長夕表後 ムコダインシロップ 5%	12ml	14	63	126	計 35	196(※1)
1	1-22	ベリアクチンシロップ0.04%	12ml	9	14	63	140	203
1	1-22	【内服】1日2回 朝・夜後前 オンドライオン錠10%	1錠	10	14	63	140	203
1	1-22	【外用】1日2回吸入 インタール吸入液 1% 2ml	2.5g	145	1	10	145	155
1	1-22	【外用】1日1回吸入 アロピラ100mg点眼液 5ml	1瓶	298	1	10	298	308
1	1-22	【外用】1日2回 右・左眼 インタール点眼液 100mg 5ml	1瓶	65	1	10	65	
1	1-22	【外用】1日2回 1回各鼻腔に1噴霧 フルネーズ点鼻液(小児用) 25μg/6噴霧用 2瓶	140	1	0	140		
2	1-29	【内服】1日3回 朝長夕表後 クラリスドリンシロップ10%小児用	3g	26	4	20	26	計 45
2	1-29	【外用】1日1~数回塗布 マイザー軟膏0.05%	10g	21	1	10	21	
2	1-29	【外用】1日1~数回塗布 亜鉛薬(10%)軟膏シオエ	50g	11	1	10	11	
2	1-29	【外用】1日1~数回塗布 シンドロバCG軟膏0.12%	10g	27	1	10	27	

請求点 1,443 公費分合計点数を記入 94

※1 「196」の内訳=98点(*)+63点(薬剤調剤料・調剤管理料)+35点(計量加算)
 ムコダインシロップ 5% (公費対象) 6.00×12=72.00 7点
 ベリアクチンシロップ0.04% (公費対象外) 17.10×1.2=20.52 2点
 合計 92.52円(9点)

※ 患者負担額(医療機関窓口徴収額) 1,506円
 502点(総点数1,443点-公費分点数941点)×3割負担

※ 本記載は、公費対象分と公費対象外分がある際のイメージとなります。
 実際の診療報酬点数は、請求時点で適用されるものを確認の上記入をお願いします。

レセプト記載例 (保険薬局)

(例) ・1月22日に気管支ぜん息、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎で受診
 ・1月29日に急性咽喉炎、アトピー性皮膚炎で受診

○ 調剤診療明細書

都道府県 東京 市区町村 平塚 薬局コード 10987
 平成 30年 1月分

公費① 公費負担者番号 公費② 受給者番号を記入

氏名 東京 一部 4 平成23-1-16 年 10 9 8 7 (イ)

○ ○ 薬局 公費認定疾病で通院した回数 ※ここでは気管支ぜん息

○ ○ 医院 公費対象の診療行為等にアンダーラインを引く。 ※診療行為が公費対象かどうかは、「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」(P.6~1.0)参照 ※「総点数が公費分点数」の場合は、アンダーラインを引く

処方月日	開始月日	医薬品名・規格・包装・用法	単位薬剤	調剤数量	調剤単価	薬剤料	加算料	公費分点数
1	1-22	【内服】1日3回 朝長夕表後 ムコダインシロップ 5%	12ml	14	63	126	計 35	196(※1)
1	1-22	ベリアクチンシロップ0.04%	12ml	9	14	63	140	203
1	1-22	【内服】1日2回 朝・夜後前 オンドライオン錠10%	1錠	10	14	63	140	203
1	1-22	【外用】1日2回吸入 インタール吸入液 1% 2ml	2.5g	145	1	10	145	155
1	1-22	【外用】1日1回吸入 アロピラ100mg点眼液 5ml	1瓶	298	1	10	298	308
1	1-22	【外用】1日2回 右・左眼 インタール点眼液 100mg 5ml	1瓶	65	1	10	65	
1	1-22	【外用】1日2回 1回各鼻腔に1噴霧 フルネーズ点鼻液(小児用) 25μg/6噴霧用 2瓶	140	1	0	140		
2	1-29	【内服】1日3回 朝長夕表後 クラリスドリンシロップ10%小児用	3g	26	4	20	26	計 45
2	1-29	【外用】1日1~数回塗布 マイザー軟膏0.05%	10g	21	1	10	21	
2	1-29	【外用】1日1~数回塗布 亜鉛薬(10%)軟膏シオエ	50g	11	1	10	11	
2	1-29	【外用】1日1~数回塗布 シンドロバCG軟膏0.12%	10g	27	1	10	27	

請求点 1,443 公費分合計点数を記入 94

※1 「196」の内訳=98点(*)+63点(調剤料)+35点(計量加算)
 ムコダインシロップ 5% (公費対象) 6.00×12=72.00 7点
 ベリアクチンシロップ0.04% (公費対象外) 17.10×1.2=20.52 2点
 合計 92.52円(9点)

※ 患者負担額(医療機関窓口徴収額) 1,506円
 502点(総点数1,443点-公費分点数941点)×3割負担

新	旧
<p style="text-align: center;">東京都大気汚染医療費助成制度 Q&A</p> <p>[対象疾病等]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>問1 大気汚染医療費助成制度の対象となる疾病は何ですか。</p> </div> <p>(答) 18歳以上の方は、気管支ぜん息及びその続発症 18歳未満の方は、気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの4疾患及びそれらの続発症です。 <u>風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎等あるいはアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等</u>はこの制度の続発症として認めていないため、医療費助成の対象とはなりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>問2 続発症とは具体的にはどのような疾病をいうのですか。</p> </div> <p>(答) 一つの疾病にり患っていて更に別の疾病が起こり、その発病に因果関係が認められる場合、後から起こった疾病を前の疾病の続発症といいます。 具体的には、<u>重症気管支ぜん息、肺性心等</u>がありますが、極めて限定的なものであり、続発症として助成を受けるためには、東京都知事、特別区長又は保健所政令市長（以下「認定権者」と総</p>	<p style="text-align: center;">東京都大気汚染医療費助成制度 Q&A</p> <p>[対象疾病等]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>問1 大気汚染医療費助成制度の対象となる疾病は何ですか。</p> </div> <p>(答) 18歳以上の方は、気管支ぜん息及びその続発症 18歳未満の方は、気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの4疾患及びそれらの続発症です。 <u>風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎等あるいはアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等</u>はこの制度の続発症として認めていないため、医療費助成の対象とはなりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>問2 続発症とは具体的にはどのような疾病をいうのですか。</p> </div> <p>(答) 一つの疾病にり患っていて更に別の疾病が起こり、その発病に因果関係が認められる場合、後から起こった疾病を前の疾病の続発症といいます。 具体的には、<u>重症気管支ぜん息、肺性心等</u>がありますが、極めて限定的なものであり、続発症として助成を受けるためには、東京都知事、特別区長又は保健所政令市長（以下「認定権者」と総</p>

称します。)が認定審査会の意見を聞いて認定を行い、対象疾病として医療券に記載される必要があります。

なお、気管支ぜん息等の認定疾病を原疾患とした急性の続発症(気胸、皮下気腫、縦隔気腫、急性呼吸不全、無気肺)に限っては、申請、認定の手続完了時には治療が終了していると考えられますので、患者が既に気管支ぜん息等の認定を受けている場合は、特例措置として医療券に続発症の疾病名が記載されていなくても助成の対象疾病とします。

アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎等のアレルギー疾患及び薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等は続発症ではありませんので認定されません。

問3 気管支ぜん息の治療中に続発症として肺性心の症状が出ました。この医療費は、東京都に請求できますか。

(答) 気管支ぜん息の医療券を持っていても肺性心の認定を受けていない場合は、医療費助成の対象とはなりません。受診時の医療費は通常の保険診療と同様となりますので、窓口で医療保険適用後の自己負担額を患者から徴収してください。

なお、患者が肺性心についての医療費助成を希望される場合は、改めて住所地の区市町村に申請を行う必要がある旨、患者に御指導ください。

称します。)が認定審査会の意見を聞いて認定を行い、対象疾病として医療券に記載される必要があります。

なお、気管支ぜん息等の認定疾病を原疾患とした急性の続発症(気胸、皮下気腫、縦隔気腫、急性呼吸不全、無気肺)に限っては、申請、認定の手続完了時には治療が終了していると考えられますので、患者さんが既に気管支ぜん息等の認定を受けている場合は、特例措置として医療券に続発症の疾病名が記載されていなくても助成の対象疾病とします。

アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎等のアレルギー疾患及び薬剤の副作用による糖尿病や胃腸疾患等は続発症ではありませんので認定されません。

問3 気管支ぜん息の治療中に続発症として肺性心の症状が出ました。この医療費は、東京都に請求できますか。

(答) 気管支ぜん息の医療券を持っていても肺性心の認定を受けていない場合は、医療費助成の対象とはなりません。受診時の医療費は通常の保険診療と同様となりますので、窓口で医療保険適用後の自己負担額を患者さんから徴収してください。

なお、患者さんが肺性心についての医療費助成を希望される場合は、改めて住所地の区市町村に申請を行う必要がある旨、患者さんに御指導ください。

問4 気管支ぜん息の発作時に気胸を起こしたので、両方の病気の治療をしていますが、医療費は東京都に請求できますか。

(答) 気管支ぜん息等の認定疾病を原疾病とした急性続発症(気胸、皮下気腫、縦隔気腫、急性呼吸不全、無気肺)に限っては、新たな助成申請から認定に至る手続の間に治療が終了していると考えられますので、このとき限りの特例措置として、認定審査会の調査審議、医療券への疾病名記載を行わず医療費助成の対象疾病とします。

これは、あくまで「医療費助成は、医療券に記載された疾病名に対する診療行為や薬剤等に限る。」という東京都の助成制度の例外的な措置です。

また、急性続発症以外の肺性心等の続発症は、認定権者の認定を受け、その疾病名が記載された医療券の交付を受けて初めて助成が受けられます。

問5 気管支ぜん息の医療券を持っている患者に、アレルギー性鼻炎の治療をしました。

この医療費は、東京都に請求できますか。また、アレルギー性結膜炎やアトピー性皮膚炎等他のアレルギー性疾患はどうですか。

(答) 上記の疾病は、東京都が条例で定めた医療費助成の対象疾病で

問4 気管支ぜん息の発作時に気胸を起こしたので、両方の病気の治療をしていますが、医療費は東京都に請求できますか。

(答) 気管支ぜん息等の認定疾病を原疾病とした急性続発症(気胸、皮下気腫、縦隔気腫、急性呼吸不全、無気肺)に限っては、新たな助成申請から認定に至る手続の間に治療が終了していると考えられますので、このとき限りの特例措置として、認定審査会の調査審議、医療券への疾病名記載を行わず医療費助成の対象疾病とします。

これは、あくまで「医療費助成は、医療券に記載された疾病名に対する診療行為や薬剤等に限る。」という東京都の助成制度の例外的な措置です。

また、急性続発症以外の肺性心等の続発症は、認定権者の認定を受け、その疾病名が記載された医療券の交付を受けて初めて助成が受けられます。

問5 気管支ぜん息の医療券を持っている患者さんに、アレルギー性鼻炎の治療をしました。

この医療費は、東京都に請求できますか。また、アレルギー性結膜炎やアトピー性皮膚炎等他のアレルギー性疾患はどうですか。

(答) 上記の疾病は、東京都が条例で定めた医療費助成の対象疾病で

はありませんので、東京都に対して医療費を請求することはできません。患者から医療保険適用後の自己負担額を徴収してください。医療費助成の対象は、医療券に記載された疾病に対する診療行為や薬剤等に限られています。

なお、条例で定める対象疾病は、気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満の者は、気管支ぜん息のほかに、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの及びそれらの続発症）です。

アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患は続発症ではないため、医療費助成の対象とはなりません。

問6 風邪の治療中に気管支ぜん息の症状が出たので、風邪と気管支ぜん息の治療を同時に行いました。医療費はすべて東京都に請求できますか。

(答) 風邪や肺炎等は、東京都が条例で定めた医療費助成の対象疾病ではありませんので、東京都に対して医療費を請求することはできません。

この事例のように、風邪によって気管支ぜん息の発作が誘発されたときには、気管支ぜん息のみに対する医療費は東京都に請求できますが、風邪に対する治療で、例えば抗菌薬、風邪薬、鎮痛解熱剤、鎮咳剤等を処方した場合、これらの費用は請求できません。患者から医療保険適用後の自己負担額を徴収してください。東京都が助成するのは、医療券に記載された疾病に対する診療行為や薬剤等に限られています。

はありませんので、東京都に対して医療費を請求することはできません。患者 さん から医療保険適用後の自己負担額を徴収してください。医療費助成の対象は、医療券に記載された疾病に対する診療行為や薬剤等に限られています。

なお、条例で定める対象疾病は、気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満の者は、気管支ぜん息のほかに、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの及びそれらの続発症）です。

アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患は続発症ではないため、医療費助成の対象とはなりません。

問6 風邪の治療中に気管支ぜん息の症状が出たので、風邪と気管支ぜん息の治療を同時に行いました。医療費はすべて東京都に請求できますか。

(答) 風邪や肺炎等は、東京都が条例で定めた医療費助成の対象疾病ではありませんので、東京都に対して医療費を請求することはできません。

この事例のように、風邪によって気管支ぜん息の発作が誘発されたときには、気管支ぜん息のみに対する医療費は東京都に請求できますが、風邪に対する治療で、例えば抗菌薬、風邪薬、鎮痛解熱剤、鎮咳剤等を処方した場合、これらの費用は請求できません。患者 さん から医療保険適用後の自己負担額を徴収してください。東京都が助成するのは、医療券に記載された疾病に対する診療行為や薬剤等に限られています。

問7 「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」で公費支払対象、公費支払対象外と明確に区分していますが、どうしてですか。公費支払対象外の治療は行えないのですか。

(答) 手引の中にある「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」の公費支払対象外（公費外）欄に記載されている診療行為等は、注釈にもありますが、公費支払対象とならないものの代表例です。ある診療行為が、大気汚染医療費助成制度の公費支払対象となるかどうかは、その行為が対象疾病に対し、医学的にも保険請求の審査上も適切で認められるかどうかによります。

なお、対象疾病に対する治療方針等は医療機関の判断に委ねられますので、この「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」によって制約を受けるわけではありません。

[医療費(助成額)の請求及び支払]

問8 医療機関や保険薬局が認定患者に診療や調剤等を行った場合、東京都に請求できる医療費の範囲はどこまでですか。

(答) 東京都が医療機関に支払う医療費の範囲は、次のとおりです。

(1) 医療費

患者が健康保険証を使用して認定疾病の治療を受けた場合、

問7 「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」で公費支払対象、公費支払対象外と明確に区分していますが、どうしてですか。公費支払対象外の治療は行えないのですか。

(答) 手引の中にある「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」の公費支払対象外（公費外）欄に記載されている診療行為等は、注釈にもありますが、公費支払対象とならないものの代表例です。ある診療行為が、大気汚染医療費助成制度の公費支払対象となるかどうかは、その行為が対象疾病に対し、医学的にも保険請求の審査上も適切で認められるかどうかによります。

なお、対象疾病に対する治療方針等は医療機関の判断に委ねられますので、この「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」によって制約を受けるわけではありません。

[医療費(助成額)の請求及び支払]

問8 医療機関や保険薬局が認定患者に診療や調剤等を行った場合、東京都に請求できる医療費の範囲はどこまでですか。

(答) 東京都が医療機関に支払う医療費の範囲は、次のとおりです。

(1) 医療費

患者 さん が健康保険証を使用して認定疾病の治療を受けた

公費請求の手引 新旧対照表

その医療費の医療保険適用後の自己負担額を助成します。認定疾病と関係のない病気（肝疾患、胃腸疾患、高血圧、心臓病、けが、風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等）や、医療保険が適用されないもの（入院時の差額ベッド代等）は医療費助成の対象ではありません。

(2) 訪問看護療養費

訪問看護ステーションによる訪問看護サービスは医療費助成の対象となります。

場合、その医療費の医療保険適用後の自己負担額を助成します。認定疾病と関係のない病気（肝疾患、胃腸疾患、高血圧、心臓病、けが、風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等）や、医療保険が適用されないもの（入院時の差額ベッド代等）は医療費助成の対象ではありません。

(2) 訪問看護療養費

訪問看護ステーションによる訪問看護サービスは医療費助成の対象となります。

問9 公費対象分、公費対象外の区分はどのようにされているので

(答) 医療費助成の対象としているものは、医療券に記載されている疾病に対して行った診療行為等が、保険請求の審査上適切であるかどうかによります。

したがって、レセプト請求時に公費対象としていても、支払基金又は国保連合会の査定により減点されていれば、その部分の診療行為等については、公費支払の対象とはなりません。減点後の保険点数で換算した自己負担額が東京都から支払われることとなります。

また、「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」の公費支払対象外（公費外）欄に記載されている診療行為等は、注釈にもあり

問9 公費対象分、公費対象外の区分はどのようにされているので

(答) 医療費助成の対象としているものは、医療券に記載されている疾病に対して行った診療行為等が、保険請求の審査上適切であるかどうかによります。

したがって、レセプトの摘要欄にアンダーラインが引かれていても、支払基金又は国保連合会の査定により減点されていれば、その部分の診療行為等については、公費支払の対象とはなりません。減点後の保険点数で換算した自己負担額が東京都から支払われることとなります。

また、「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」の公費支払対象外（公費外）欄に記載されている診療行為等は、注釈にもあり

ますが、公費支払対象とならないものの代表例です。

[自己負担制度]

問10 患者の自己負担限度額の管理を行う必要があるとのことだが、医療機関等で行うことは何ですか。

(答) 医療機関等が患者から医療費の窓口負担分を徴収するにあたり、患者が所持する自己負担限度額管理票の金額を確認のうえ、日付、医療機関名、自己負担額等を記載し、徴収印を押印します。
また、月の限度額である6,000円に達した場合には、その状態を確認した医療機関において、管理票の確認欄に押印します。

問11 病院や診療所で診療を受け、処方せんが、翌月に薬局に持ち込まれ調剤された場合、自己負担額は管理票のどの月に記載するのですか。

(答) 管理票への自己負担額の記載は、実際に診察や調剤を行った月に、記載をお願いします。病院や診療所は、処方せんを発行した月に、保険薬局は、調剤を行った月に記載してください。

ますが、公費支払対象とならないものの代表例です。

[自己負担制度]

問10 患者の自己負担限度額の管理を行う必要があるとのことだが、医療機関等で行うことは何ですか。

(答) 医療機関等が患者 さん から医療費の窓口負担分を徴収するにあたり、患者 さん が所持する自己負担限度額管理票の金額を確認のうえ、日付、医療機関名、自己負担額等を記載し、徴収印を押印します。
また、月の限度額である6,000円に達した場合には、その状態を確認した医療機関において、管理票の確認欄に押印します。

問11 病院や診療所で診療を受け、処方せんが、翌月に薬局に持ち込まれ調剤された場合、自己負担額は管理票のどの月に記載するのですか。

(答) 管理票への自己負担額の記載は、実際に診察や調剤を行った月に、記載をお願いします。病院や診療所は、処方せんを発行した月に、保険薬局は、調剤を行った月に記載してください。

問12 月の限度額である 6,000 円を超えた場合、それ以降の医療機関は管理票に記入する必要はありますか。

(答) 月額自己負担限度額である 6,000 円に達した場合には、それ以降については医療機関での当該月における管理票の記入は不要です。

問13 患者が管理票を忘れてきた場合、どのようにしたらよいですか。

(答) 医療券と管理票は必ずセットでお使いいただくようお願いください。

管理票を忘れてたり紛失~~したり~~して、医療費の自己負担の支払状況が確認できない場合は、自己負担分をお支払いしてもらうことになります。6,000 円を超えて窓口負担額を患者が支払った場合は、後日、患者から償還払いの手続が必要となります。

また、医療機関等で既に限度額を超えているということが確認できる場合には、管理票がないという理由だけで窓口負担を徴収する必要はありません。患者と医療機関の契約に基づいて対応をお願いします。

問14 管理票は、医療機関や薬局ごとに管理をするのですか。

問12 月の限度額である 6,000 円を超えた場合、それ以降の医療機関は管理票に記入する必要はありますか。

(答) 月額自己負担限度額である 6,000 円に達した場合には、それ以降については医療機関での当該月における管理票の記入は不要です。

問13 患者が管理票を忘れてきた場合、どのようにしたらよいですか。

(答) 医療券と管理票は必ずセットでお使いいただくようお願いください。

管理票を忘れてたり紛失して、医療費の自己負担の支払状況が確認できない場合は、自己負担分をお支払いしてもらうことになります。6,000 円を超えて窓口負担額を患者~~さん~~が支払った場合は、後日、患者~~さん~~から償還払いの手続が必要となります。

また、医療機関等で既に限度額を超えているということが確認できる場合には、管理票がないという理由だけで窓口負担を徴収する必要はありません。患者~~さん~~と医療機関の契約に基づいて対応をお願いします。

問14 管理票は、医療機関や薬局ごとに管理をするのですか。

(答) 管理票は医療機関・薬局ごとの管理ではなく、その月に利用した医療機関の合算となります。そのため、認定患者本人が管理票1冊で管理し、受診や利用するたびに提示（提出）することで自己負担額を記入してもらい、限度額の管理を行うこととなります。

[薬 剤]

問15 大気汚染医療費助成制度の対象となる薬剤は何ですか。

(答) 主治医が医療券に記載されている認定疾病の治療のために処方した薬剤で、添付文書の効果・効能に認定疾病の記載のある薬剤が対象となります。

この場合であれば、漢方製剤や抗体製剤も対象となります。しかし、漢方製剤によっては同一製剤名でも効果・効能が異なる場合があります、医療費助成の対象とならない場合がありますので御注意下さい。

問16 アレルゲン免疫療法を行うためにアレルゲン治療エキスを使用しましたが、東京都の医療費助成の対象となりますか。

(答) アレルゲン治療エキスは気管支ぜん息の治療薬として適応があるので、気管支ぜん息の医療券をお持ちの患者に対して処方さ

(答) 管理票は医療機関・薬局ごとの管理ではなく、その月に利用した医療機関の合算となります。そのため、認定患者本人が管理票1冊で管理し、受診や利用するたびに提示（提出）することで自己負担額を記入してもらい、限度額の管理を行うこととなります。

[薬 剤]

問15 大気汚染医療費助成制度の対象となる薬剤は何ですか。

(答) 主治医が医療券に記載されている認定疾病の治療のために処方した薬剤で、添付文書の効果・効能に認定疾病の記載のある薬剤が対象となります。

この場合であれば、漢方製剤や抗体製剤も対象となります。しかし、漢方製剤によっては同一製剤名でも効果・効能が異なる場合があります、医療費助成の対象とならない場合がありますので御注意下さい。

問16 減感作療法を行うためにアレルゲン治療エキスを使用しましたが、東京都の医療費

(答) アレルゲン治療エキスは気管支ぜん息の治療薬として適応があるので、気管支ぜん息の医療券をお持ちの患者さんに対して処

れた場合は医療費助成の対象となります。診療報酬明細書（レセプト）により請求してください。

舌下免疫療法で用いられる、スギ花粉やダニのアレルゲン治療エキス等、気管支ぜん息に適応がないアレルゲン治療エキスもありますので、御注意下さい。

また、アレルゲン治療エキスは、気管支ぜん息以外の認定疾病に対しての適用はありませんので、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの医療券をお持ちの患者の場合、医療費は患者の負担となります。

問17 主治医から、気管支ぜん息の治療薬と一緒に抗菌薬が投与されました。抗菌薬は、気管支ぜん息の適応がないので、患者に自己負担額を請求してもよいですか。

(答) 東京都の医療費助成の範囲は、気管支ぜん息等の対象疾病に対する診療行為やそれに基づく薬剤が対象となります。対象疾病に直接適応のない抗菌薬は医療費助成の対象外ですので、患者に医療保険適用後の自己負担額を請求してください。薬剤の添付文書に「慢性呼吸器病変の二次感染」と記載されている抗菌薬は本医療費助成制度における認定疾病に適応がないので、医療費助成の対象とはなりません。

方された場合は医療費助成の対象となります。診療報酬明細書（レセプト）により請求してください。

スギ花粉のアレルゲン治療エキス等、気管支ぜん息に適応がないアレルゲン治療エキスもありますので、御注意下さい。

また、アレルゲン治療エキスは、気管支ぜん息以外の認定疾病に対しての適用はありませんので、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの医療券をお持ちの患者さんの場合、医療費は患者さんの負担となります。

問17 主治医から、気管支ぜん息の治療薬と一緒に抗菌薬が投与されました。抗菌薬は、気管支ぜん息の適応がないので、患者さんに自己負担額を請求してもよいですか。

(答) 東京都の医療費助成の範囲は、気管支ぜん息等の対象疾病に対する診療行為やそれに基づく薬剤が対象となります。対象疾病に直接適応のない抗菌薬は医療費助成の対象外ですので、患者さんに医療保険適用後の自己負担額を請求してください。薬剤の添付文書に「慢性呼吸器病変の二次感染」と記載されている抗菌薬は本医療費助成制度における認定疾病に適応がないので、医療費助成の対象とはなりません。

問18 「ぜん息性気管支炎」で認定を受けている患者が薬剤の投与を受けた場合、東京都の公費支払対象はどこまでになりますか。

(答) ぜん息性気管支炎については、疾病の定義が明らかではありません。本医療費助成制度における「ぜん息性気管支炎」とは、反復性気管支炎として扱われているものを意味し、おおむね次に掲げる症状ないし所見を示すものです（なお急性気管支炎及び急性細気管支炎は除きます。）。

- ① 医師の治療を要する気管支炎を1年に4回以上繰り返すこと。
- ② 低音性のぜん鳴を伴い、呼吸困難(努力性呼吸)がないか、あっても軽いこと。
- ③ 3歳未満の者に多く見られること。

このことからぜん息性気管支炎で東京都が助成する薬剤の範囲は、気管支ぜん息、急性気管支炎又は上気道炎の適応があるものとなります。

なお、これは東京都が助成する範囲を明示したものであって、医師の診療内容を制限するものではありません。

また、本疾患が、多様な病因による疾患群であることを勘案し、可能な限り鑑別診断に努めるようお願いします。

問18 「ぜん息性気管支炎」で認定を受けている患者さんが薬剤の投与を受けた場合、東京都の公費支払対象はどこまでになりますか。

(答) ぜん息性気管支炎については、疾病の定義が明らかではありません。本医療費助成制度における「ぜん息性気管支炎」とは、反復性気管支炎として扱われているものを意味し、おおむね次に掲げる症状ないし所見を示すものです（なお急性気管支炎及び急性細気管支炎は除きます。）。

- ① 医師の治療を要する気管支炎を1年に4回以上繰り返すこと。
- ② 低音性のぜん鳴を伴い、呼吸困難(努力性呼吸)がないか、あっても軽いこと。
- ③ 3歳未満の者に多く見られること。

このことからぜん息性気管支炎で東京都が助成する薬剤の範囲は、気管支ぜん息、急性気管支炎又は上気道炎の適応があるものとなります。

なお、これは東京都が助成する範囲を明示したものであって、医師の診療内容を制限するものではありません。

また、本疾患が、多様な病因による疾患群であることを勘案し、可能な限り鑑別診断に努めるようお願いします。

問19 医療機関や保険薬局が医療費助成の対象と判断して、レセプトの摘要欄にアンダーラインを引いた診療行為や薬剤等が医療費助成の対象となると考えてよいですか。

(答) 医療費助成の対象となるのは、気管支ぜん息等の認定疾病に対する診療行為や薬剤等です。認定疾病以外の疾病に対する診療行為や薬剤等にアンダーラインを引いても医療費助成の対象とはなりません。

問20 投与した薬剤が配合剤の場合で、一部の薬剤に気管支ぜん息の適応があり、他の薬剤に適応がない場合、例えば、気管支ぜん息の患者に、フスコデシロップとムコソルバンシロップを合剤として処方した場合、公費分の請求はどうすればよいですか。

(答) 原則として、気管支ぜん息に適応のあるムコソルバンシロップは東京都に対して医療費助成の対象として請求を行い、フスコデシロップについては適応がないので、患者に医療保険適用後の自己負担額を請求してください。

なお、この場合、処方せん料は分けることができませんので医療費助成の対象として東京都に請求してください。

問19 医療機関や保険薬局が医療費助成の対象と判断して、レセプトの摘要欄にアンダーラインを引いた診療行為や薬剤等が医療費助成の対象となると考えてよいですか。

(答) 医療費助成の対象となるのは、気管支ぜん息等の認定疾病に対する診療行為や薬剤等です。認定疾病以外の疾病に対する診療行為や薬剤等にアンダーラインを引いても医療費助成の対象とはなりません。

問20 投与した薬剤が配合剤の場合で、一部の薬剤に気管支ぜん息の適応があり、他の薬剤に適応がない場合、例えば、気管支ぜん息の患者さんに、フスコデシロップとムコソルバンシロップを合剤として処方した場合、公費分の請求はどうすればよいですか。

(答) 原則として、気管支ぜん息に適応のあるムコソルバンシロップは東京都に対して医療費助成の対象として請求を行い、フスコデシロップについては適応がないので、患者さんに医療保険適用後の自己負担額を請求してください。

なお、この場合、処方せん料は分けることができませんので医療費助成の対象として東京都に請求してください。

[検査]

問21 どのような検査を医療費助成の対象としていますか。

(答) 医療費助成の対象となる検査としては、気管支ぜん息等の認定疾病の診断や状態の把握のための検査のほか、他の疾患との鑑別診断のための検査等があり、これらの検査項目に対しては公費を請求することができます。詳細は、東京都大気汚染医療費助成制度による公費支払対象・公費支払対象外別一覧表(P6)をご確認ください。

問22 気管支ぜん息を治療中の患者に、アレルギーを調べる必要があると判断した場合、検査費用は請求できますか。

(答) 本制度は、気管支ぜん息等の認定疾病に対する診療行為や薬剤等について患者の自己負担額を助成するものです。
単なる検査は助成の対象となりませんが、治療方針を再検討するために行うときは医療費助成の対象となりえます。
詳細は「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」を参照してください。

問23 検査で生化学検査Iを8項目行いました。その内の7項目が公費支払対象で、1項目が公費支払対象外でした。公費

(答) セット検査は、認定疾病に係わる検査料のみ医療費助成の対象

[検査]

問21 どのような検査を医療費助成の対象としていますか。

(答) 医療費助成の対象となる検査としては、気管支ぜん息等の認定疾病の診断や状態の把握のための検査のほか、他の疾患との鑑別診断のための検査等があり、これらの検査項目に対しては公費を請求することができます。

問22 気管支ぜん息を治療中の患者さんに、アレルギーを調べる必要があると判断した場合、検査費用は請求できます

(答) 本制度は、気管支ぜん息等の認定疾病に対する診療行為や薬剤等について患者さんの自己負担額を助成するものです。
単なる検査は助成の対象となりませんが、治療方針を再検討するために行うときは医療費助成の対象となりえます。
詳細は「公費支払対象・公費支払対象外別一覧表」を参照してください。

問23 検査で生化学検査Iを8項目行いました。その内の7項目が公費支払対象で、1項目が公費支払対象外でした。公費

(答) セット検査は、認定疾病に係わる検査料のみ医療費助成の対象

公費請求の手引 新旧対照表

となります。1項目は患者の負担となりますので、次の計算方法で算出してください。

(例) 認定疾病に関係のない総コレステロール(単独で行った場合17点)を含めた8項目検査の場合

8項目セット検査(99点) - 公費(助成)対象7項目セッ

ト検査(93点) = 患者負担額(6点) → 公費(東京都負担額)(93点)

* 総コレステロールを単独で行った場合の17点で患者負担額を算出するものではないので注意のこと。

[在 宅]

問24 気管支ぜん息の患者に在宅酸素療法を行っています。この医療費は、東京都に請求できますか。

(答) 医療費助成の対象としているものは、医療券に記載されている疾病に対して行った診療行為等となります。在宅酸素療法は、COPD等に対して行われることが多い治療であり、気管支ぜん息の治療のみを目的として在宅酸素療法が行われることは極めてまれですが、気管支ぜん息等の認定疾病への処置を目的として実施した場合に限り医療費助成の対象となります。

となります。1項目は患者さんの負担となりますので、次の計算方法で算出してください。

(例) 認定疾病に関係のない総コレステロール(単独で行った場合17点)を含めた8項目検査の場合

8項目セット検査(99点) - 公費(助成)対象7項目セッ

ト検査(93点) = 患者負担額(6点) → 公費(東京都負担額)(93点)

* 総コレステロールを単独で行った場合の17点で患者負担額を算出するものではないので注意のこと。

[在 宅]

問24 気管支ぜん息の患者さんに在宅酸素療法を行っています。この医療費は、東京都に請求できますか。

(答) 医療費助成の対象としているものは、医療券に記載されている疾病に対して行った診療行為等となります。在宅酸素療法は、COPD等に対して行われることが多い治療であり、気管支ぜん息の治療のみを目的として在宅酸素療法が行われることは極めてまれです。在宅酸素療法に適応のあるCOPD等の他疾患に罹患していない場合で、気管支ぜん息等の認定疾病に対して行われた治療であれば、医療費助成の対象となります。

〔処置〕

問25 気管内挿管中(気管切開を含む)の患者に対し、気管支ファイバースコープを使用して気管内洗浄を行った場合、気管支ファイバースコープで算定することになっていますが、医療費支払の対象となりますか。

(答) 認定疾病の救急処置に伴う気管支ファイバースコープは、医療費助成の対象となりますので診療報酬明細書(レセプト)により請求してください。

なお、この場合、気管支ファイバースコープの所定点数のみの算定となり、気管内洗浄は算定できませんので御注意ください。

〔吸入器〕

問26 吸入器(ネブライザー)を自宅で使うよう患者に指導したのですが、東京都では、吸入器の購入費用を医療費助成の対象としているのですか。

(答) 東京都は、認定患者の医療保険適用後の自己負担額に対して医療費助成をしています。吸入器(ネブライザー)の購入は医療保険の適用とはならないため、医療費助成の対象となりません。吸入器のレンタル料についても同様です。

なお、吸入に用いられる薬剤で認定疾病に適応があるものは医療費助成の対象となります。

〔処置〕

問25 気管内挿管中(気管切開を含む)の患者に対し、気管支ファイバースコープを使用して気管内洗浄を行った場合、気管支ファイバースコープで算定することになっていますが、医療費支払の対象となりますか。

(答) 認定疾病の救急処置に伴う気管支ファイバースコープは、医療費助成の対象となりますので診療報酬明細書(レセプト)により請求してください。

なお、この場合、気管支ファイバースコープの所定点数のみの算定となり、気管内洗浄は算定できませんので御注意ください。

〔吸入器〕

問26 吸入器(ネブライザー)を自宅で使うよう患者さんに指導したのですが、東京都では、吸入器の購入費用を医療費助成の対象としているのですか。

(答) 東京都は、認定患者の医療保険適用後の自己負担額に対して医療費助成をしています。吸入器(ネブライザー)の購入は医療保険の適用とはならないため、医療費助成の対象となりません。吸入器のレンタル料についても同様です。

なお、吸入に用いられる薬剤で認定疾病に適応があるものは医療費助成の対象となります。

[D P C]

問27 包括点数評価(DPC)対象患者は医療費助成の対象となり

(答) 大気汚染医療費助成制度は認定疾病に対して保険適用後の自己負担額を助成する制度であるため、認定疾病に対して診療報酬が支払われない場合は、医療費助成を行うことができません。

診断群分類(最も医療資源を投入した傷病)が認定疾病であれば、医療費助成の対象となりますが、診断群分類が認定疾病でない場合は、認定疾病に対する診療が行われていたとしても診療報酬に反映されないため、医療費助成の対象とはなりません。

D P Cの例外として、出来高算定が認められる事例で、対象疾病に対する診療が行われた場合には、当該診療の部分のみ医療費助成の対象となります(退院時処方等)。

[その他]

問28 診療情報提供料は医療費助成の対象となりますか。

(答) 気管支ぜん息で診療している医療機関から気管支ぜん息の診療のため他の医療機関に紹介する場合は医療費助成の対象となります。

気管支ぜん息で診療している医療機関から気管支ぜん息以外

[D P C]

問27 包括点数評価(DPC)対象患者は医療費助成の対象となり

(答) 大気汚染医療費助成制度は認定疾病に対して保険適用後の自己負担額を助成する制度であるため、認定疾病に対して診療報酬が支払われない場合は、医療費助成を行うことができません。

診断群分類(最も医療資源を投入した傷病)が認定疾病であれば、医療費助成の対象となりますが、診断群分類が認定疾病でない場合は、認定疾病に対する診療が行われていたとしても診療報酬に反映されないため、医療費助成の対象とはなりません。

D P Cの例外として、出来高算定が認められる事例で、対象疾病に対する診療が行われた場合には、当該診療の部分のみ医療費助成の対象となります(退院時処方等)。

[その他]

問28 診療情報提供料は医療費助成の対象となりますか。

(答) 気管支ぜん息で診療している医療機関から気管支ぜん息の診療のため他の医療機関に紹介する場合は医療費助成の対象となります。

気管支ぜん息で診療している医療機関から気管支ぜん息以外

公費請求の手引 新旧対照表

の診療のために他の医療機関に紹介する場合は医療費助成の対象とはなりません。

問29 傷病手当金意見書交付料は医療費助成の対象となりますか

(答) 医療費助成の対象とはなりません。

の診療のために他の医療機関に紹介する場合は医療費助成の対象とはなりません。

問29 傷病手当金意見書交付料は医療費助成の対象となりますか

(答) 医療費助成の対象とはなりません。

新	旧
<p>《参考 1》東京都大気汚染医療費助成制度の概要</p> <p>大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、医療費を助成することにより、その者の健康障害の救済を図ることを目的にしています。</p> <p>1 対象疾病</p> <p><u>認定(助成)の対象となる疾病は、気管支ぜん息及びその続発症(18歳未満の者は、気管支ぜん息のほかに、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症)です。これらの疾病以外に認定(助成)の対象となる疾病はありません。</u></p> <p><u>* 続発症とは、原疾病から二次的に起こる疾患・病態です。気管支ぜん息の場合には、肺性心等限られたものであり、認定権者(東京都知事、特別区長、八王子市長又は町田市長)が大気汚染障害者認定審査会の意見を聞いて認定したもののみです。</u></p> <p>2 医療費助成の対象者</p> <p><u>次の要件を全て満たす者が助成対象者となります。</u></p> <p><u>(1) 現に対象疾病にかかっている者</u></p> <p><u>(2) 東京都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する者</u></p> <p><u>(3) 医療保険に加入している者</u></p> <p><u>(4) 18歳未満の者(気管支ぜん息については、生年月日が平成9年4月1日以前であり、既に認定を受けている</u></p>	<p>《参考 1》東京都大気汚染医療費助成制度の概要</p> <p>大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、医療費を助成することにより、その者の健康障害の救済を図ることを目的にしています。</p> <p>1 医療費助成の対象者</p> <p><u>次の要件をすべて満たす者が助成対象者となります。</u></p> <p><u>(1) 18歳未満の者</u></p> <p><u>* 生年月日が平成9年4月1日以前であり、既に認定を受けている者は更新のみ可能</u></p> <p><u>(2) 現に対象疾病(気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症)にかかっている者</u></p> <p><u>* 対象疾病以外に認定(助成)の対象となる疾病はありません。</u></p> <p><u>* 続発症とは、原疾病から二次的に起こる疾患・病態です。気管支ぜん息の場合には、肺性心等限られたものであり、認定権者(東京都知事、特別区長、八王子市長又は町田市長)が大気汚染障害者認定審査会の意見を聞いて認定したもののみです。</u></p> <p><u>(3) 東京都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する者</u></p>

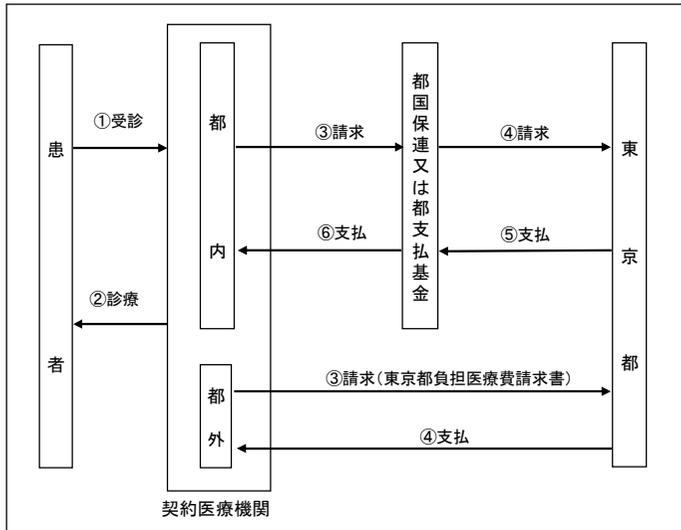
<p style="text-align: center;"><u>者は更新のみ可能)</u></p> <p><u>(5) 喫煙していない者</u></p> <p>3 患者（疾病）の認定 助成対象者から申請があった場合、認定権者が認定審査会の意見を聞いて認定又は非認定を決定します。 認定を受けた者には疾病名が記載された医療券が交付されます。</p> <p>4 医療費の助成範囲 患者が<u>医療保険の被保険者資格が確認できる書類</u>と医療券を提示して認定疾病の治療や投薬等を受けたとき、医療保険適用後の自己負担額（入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）が東京都から助成されます。生年月日が平成9年4月1日以前の気管支ぜん息の認定患者については、認定疾病の医療費（保険適用後自己負担額）月額のうち 6,000 円を超える部分を助成します。助成の範囲は、医療券に記載された気管支ぜん息等四つの認定疾病に対する治療や投薬等に限られ、<u>風邪</u>、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎等は助成の対象外です。</p> <p><u>助成の範囲の詳細については、「東京都大気汚染医療費助成制度 公費請求の手引」をご覧ください。</u></p> <p><u>(資料請求先: 東京都保健医療局 健康安全全部環境保健衛生課環境保健担当 電話 03(5320)4491)</u></p> <p>5 医療費の助成方法 医療保険適用後の自己負担額を認定患者に代わり医療機関、</p>	<p><u>(4) 医療保険に加入している者</u></p> <p><u>(5) 喫煙していない者</u></p> <p>2 患者（疾病）の認定 助成対象者から申請があった場合、認定権者が認定審査会の意見を聞いて認定又は非認定を決定します。 認定を受けた者には疾病名が記載された医療券が交付されます。</p> <p>3 医療費の助成範囲 患者が<u>健康保険証</u>と医療券を提示して認定疾病の治療や投薬等を受けたとき、医療保険適用後の自己負担額（入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）が東京都から助成されます。生年月日が平成9年4月1日以前の気管支ぜん息の認定患者については、平成30年4月1日以降の診療分から、認定疾病の医療費（保険適用後自己負担額）月額のうち 6,000 円を超える部分を助成します。助成の範囲は、医療券に記載された気管支ぜん息等四つの認定疾病に対する治療や投薬等に限られ、<u>かぜ</u>、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎等は助成の対象外です。</p> <p>4 医療費の助成方法 医療保険適用後の自己負担額を認定患者に代わり医療機関、調</p>
--	---

公費請求の手引 新旧対照表

<p>調剤薬局に支払います。ただし、医療券を忘れるなどして患者が医療機関窓口で自己負担額を支払ったときは、医療機関の証明のある「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」を患者が都に提出することにより、後日医療費助成を受けることができます。</p>	<p>剤薬局に支払います。ただし、医療券を忘れるなどして患者が医療機関窓口で自己負担額を支払ったときは、医療機関の証明のある「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」を患者が都に提出することにより、後日医療費助成を受けることができます。</p>
--	---

《参考2》 公費支払の流れ

1 大気汚染医療費助成の公費支払の流れ



2 都内医療機関及び都外医療機関の請求方法

①都内医療機関: 保険給付分と公費対象分を1枚のレセプトで請求する

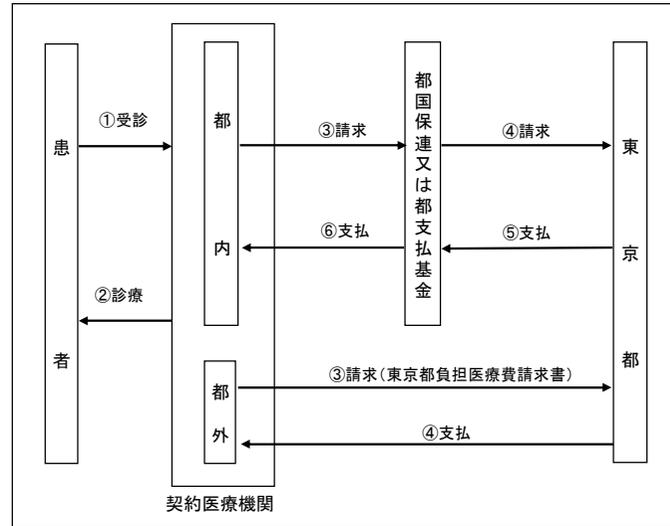
レセプトに負担者番号及び受給者番号を記入し、保険分と併せて東京都国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金東京支部に請求する。

②都外医療機関: 保険給付分はレセプトで、公費対象分は東京都負担医療費請求書で請求する

保険分についてはレセプトを用いて、医療機関等のある道府県の国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に請求し、公費支払分については、東京都負担医療費請求書(10名連記)を用いて東京都に請求する。

《参考2》 公費支払の流れ

1 大気汚染医療費助成の公費支払の流れ



2 都内医療機関及び都外医療機関の請求方法

①都内医療機関: 保険給付分と公費対象分を1枚のレセプトで請求する

レセプトに負担者番号及び受給者番号を記入し、保険分と併せて東京都国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金東京支部に請求する。

②都外医療機関: 保険給付分はレセプトで、公費対象分は東京都負担医療費請求書で請求する

保険分についてはレセプトを用いて、医療機関等のある道府県の国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に請求し、公費支払分については、東京都負担医療費請求書(10名連記)を用いて東京都に請求する。